

製造物責任（PL）検討委員会の動き

平成6年4月22日に、(財)自転車産業振興協会の主幹によるPL検討委員会が開催され、工業会を含む自転車関連団体により、内閣閣議を経て国会に付託されたPL法について検討・審議を行った。

同年6月22日の(財)自転車産業振興協会技術研究所の研究発表会(東京会場)においては、「現在、国会で製造物責任（PL）法案が審議されており、今国会で成立するでしょう」とお話し、翌日23日の大阪会場の席で、「新聞の朝刊には、国会で製造物責任（PL）法が成立し、平成7年7月1日から施行されることになったと報じています。」と報告した。あれから約8カ月が経過し、自転車業界をはじめ、各業界では、以前から製造物責任について検討されてきていたが、こうした状況の中でPL検討委員会では、自転車の製品安全対策について検討を行った。自転車に関するPL対策ガイドブックを作成するため、平成6年6月30日に事務局を(財)自転車産業振興協会に設置し、PL対策推進作業部会を次のような自転車関連諸団体により発足した。

- (社)日本自転車工業会
- 日本自転車製造卸協同組合連合会
- 日本自転車卸協会
- 日本自転車軽自動車商協同組合連合会
- 日本自転車タイヤ工業組合
- (社)日本自転車貿易センター
- (財)日本車両検査協会
- (財)日本自転車普及協会
- (財)自転車産業振興協会

同作業部会は、次の5部会で構成されている。

1. 企画調整グループ
2. 設計・製造部門グループ
3. 販売対策顧客グループ
4. 紛争調停グループ
5. 製造物保険・補償グループ

7月25日第1回PL対策推進作業部会合同会議を開催し、各部会で検討する内容及び各グループ委員の紹介、各部会長と事務担当者を決めた。

各作業部会は、毎月2回から3回の会議を持ち、草案の検討を行った。

PL対策作業部会合同会議は、11月まで5回実施し、最終的には各作業部会合同会議からの草案を、関連省庁との検討のうえとりまとめPL検討委員会に答申した。平成7年3月末を目標にPL対策ガイドラインを製作す

る予定である。

以下に、各作業部会での検討内容の概要を紹介する。

1. 企画・調整グループ

前述のように、合同会議で検討した結果に基づいて各部会で作成した草案を総合的に検討し、まとめている。

2. 設計・製造グループ

設計から製造、検査、工場より製品が出荷される過程における、自転車に関する製品安全（PS）ガイドブック、及び自転車を使用する消費者が、安全に利用するために、取扱説明書を作成するには、どのような点に注意し作成するか。

また、警告表示に関しては、法規に従った警告表示とするため、現在規定されているものを参考にすると共に、国の警告表示ガイドラインが示されてから、再度検討することとし、自転車安全確保のための表示に関するガイドラインについて草案を作成した。

なお、(社)日本自転車工業会では、ガイドブックに基づいて取扱説明書の事例を作成している。

2.1 自転車に関する製品安全（PS）ガイドブック

第1章 製品安全（PS）

内容は、製品安全（PS）にはじまり、製品安全の定義、基本理論、法規制・基準、コスト、製品安全（PS）と製造物責任予防（PLP）及び防御（PLD）、取扱説明書の種類と作成上の記載事項等。

第2章 企業における製品安全活動

製品安全を確保するための社内体制、製品安全活用事例、製品安全のための手法、自転車事故処理対策事例、製品安全対策チェックポイント、組立作業標準（販売店用）、自転車修理技術の安全性、中古製品の取扱い、製品安全確認基準等図表のフローチャートを入れてまとめている。

2.2 自転車の安全確保のための表示に関するガイドライン〈取扱説明書と警告表示について〉

目的、適用対象とする表示、記載事項、警告表示、表示の内容とその表現方法、表示の手段、安全点検表示、表示内容の充実とその改善、表示関連法規、取扱説明書及び警告ラベルの作成ガイド、チェックリスト、取扱説明書に関するその他の考慮事項、危険・警告・注意・禁止等の表示事例、取扱説明書の記載事項等の内容について示されている。

3. 販売対顧客対策グループ

メーカー、卸、販売会社対販売店、販売店対顧客の取引、

手続等の製造物責任（PL）対策ガイドブックを検討した。

3.1 取引基本契約書のガイドライン

製品保証体制について、販売店とメーカー、卸、及び販売会社との取り引きに関する基本的な契約書の素案。

3.2 自転車受領確認制度

自転車の安全乗用のために、消費者に取扱説明書を良く読んでもらい、定期点検・整備を実施するよう徹底した上で、自転車受領確認書に記載してもらうための素案。

3.3 取扱説明用ビデオの制作

正しい取り扱いと点検・整備の重要性を購入者に徹底する目的でビデオの作成を行う。内容は、乗車前の点検・走行中の注意事項・交通ルールの遵守・点検整備の重要性等の予定である。

3.4 販売店向け「PL法 Q&A」の作成

製造物責任（PL）法の定義から付則にいたるまでの各項目について、現実的な質問事項をリストアップして解説する。

3.5 中古車、再生車の責任主体

製造物責任（PL）法における中古車、再生品についての考え方に関する解説。

4. 紛争調停グループ・5. 保険・保障グループ

検討課程における考え方

4.1 基本方針

- ① 製品事故に係る紛争解決は、従来から行われている企業と被害者との相対交渉を基本とする。
- ② 相対交渉のための所要の対応について。

(2)相対交渉の充実

被害救済ガイドライン、苦情処理マニュアル（販売店対応編）、クレーム事例集の作成

(3)相対交渉の補完体制の整備

裁判外紛争処理体制の整備のあり方

(4)原因究明体制の充実

(5)紛争処理体制のあり方

組織の形態、組織の構成

① 相談・斡旋

苦情処理事務の経験者及び製品関連技術の専門家等で構成し実施する。

② 調停

専門性、中立性、公平性を確保しつつこれを実施するための審査組織を設ける。

以上の基本的概念に基づいて、ガイドブックは次のような内容項目にまとめている。

4.2 企業の製品事故防止対策について

(1)はじめに

製品の欠陥による事故を未然に防止・再発防止の対策として製品事故防止対策を行う場合、迅速、適切かつ確実に必要な事項をとりまとめた。

(2)製品事故防止対策の対象となる素案

(3)製品事故防止対策の体制整備

(4)製品事故防止対策の報告

(5)製品事故防止対策の周知徹底

(6)製品事故防止対策に係る流通業者（販売店、販社等）

との協力体制

(7)製品事故防止対策の実施状況の把握等

4.3 自転車業界における原因究明体制の整備の方向

(1)原因究明体制整備の必要性

(2)原因究明体制のあり方

原因究明体制の問題点、原因究明体制のあり方、原因究明体制の義務、原因究明結果の公表

(3)将来的展望

4.4 販売店のクレーム対応マニュアル

以上、PL対策ガイドラインの内容項目だけを紹介したが、詳細は、3月末発行される本文を参考願いたい。

企業では、製品事故の未然防止と再発防止のために対策が必要であり、製品の安全性のための管理体制を確立していかなければならない。

また、今後のPL裁判の判例によるところも多く、裁判外の解決方法も検討されているが、今後の成行きをみているのが現状である。今後は、ガイドラインを参考にして、安全な製品を消費者に提供する努力が必要である。

（生産技術研究部次長 浪上攻二）

「自転車に関するPL対策ガイドブック（仮名）」

（3月末発行予定）を必要の方は、下記にお問い合わせ下さい。

財団法人自転車産業振興協会 国内流通部内 「PL検討委員会」 Tel (03)5572-6411 FAX (03)5572-6407

財団法人自転車産業振興協会 技術研究所 Tel (0568)67-0437 FAX (0568)68-1347

(社)日本自転車工業会 Tel (03)3583-3123 FAX (03)3589-3125